

Title	将来の給料債権の差押
Sub Title	Pfändung von künftig fällig werdenden Dienstekommer
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.1 (1977. 1) ,p.185- 210
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	手塚豊教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770115-0185">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770115-0185</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 将来の給料債権の差押

石川 明

一、現在の給料債権の差押の効力が将来の給料債権におよぶ場合

一、民法六〇四条の二つの機能

二、民法六〇四条を適用すべき場合——特に雇傭契約の単一性・継続性について

三、中断の前後における雇傭関係の単一性・継続性を認めることから生じる問題点

四、「此ニ類スル継続収入ノ債権」

二、将来の給料債権を差押える場合

一、民法六〇四条と将来の債権の差押

二、将来の債権差押の要件

三、将来の給料債権の差押——特にその二つの場合

四、将来の給料債権の差押と民法六〇四条

一、現在の給料債権の差押の効力が将来の給料債権

におよぶ場合

一、民法六〇四条は、「俸給又ハ此ニ類スル継続収入ノ債権ノ差押ハ債権額ヲ限トシ差押後ニ収入ス可キ金額ニ及フモ

将来の給料債権の差押

ノトス」と規定する。同条に相当するZPO八三二条は、*„Das Pfandrecht, welches durch die Pfändung einer Gekaufsforderung oder einer ähnlichen in fortlaufenden Bezügen bestehenden Forderung erworben wird, erstreckt sich auch auf die nach der Pfändung fällig werdenden Beträge.“*と規定す。 *„Das Pfandrecht“* (差押質権) を差押と読み換えれば両条の規定の内容は一致する。

右二条は要するに一つの差押命令により将来の給料債権にまで差押の効力を及ぼすことができることを規定する。それは、二つの機能を有する<sup>(1)</sup>。第一は、手続簡略化機能である。給料その他これに類する継続収入債権について、差押後に収入すべきものについてまで差押の効力をおよぼすこと、すなわち、各債権ごとにあらたな差押命令を必要としないことにより、同条は手続簡略化機能 (Vereinfachungsfunktion) をはたすものである。第二は執行債権者保護機能 (Schutzfunktion zugunsten des Gläubigers) である。ドイツ法上は差押債権者に差押質権が認められる。したがって、給料その他これに類する継続収入の債権が差押えられると、現在ならびに将来の債権について一つの差押質権が成立することが、ZPO八三二条の内容として挙げられる。未成立の将来の債権については当然には差押質権が成立しないから、将来債権が成立した場合その部分について成立する差押質権とすでにそれ以前に成立している差押質権とは、二個のものではなく一個のものである<sup>(2)</sup>。という意味であろう。我が民訴法は平等主義をとる関係上差押質権が認められないが、差押の効力が将来の債権におよべば、将来の債権が具体化するまでの間であつても、債務者は第三者に発生を停止条件としてこれを譲渡すること、すなわち将来の債権を譲渡することもできないし、右債権を免除することもできない。この点について、最判昭和四四年一月六日(民集二三卷一―号二〇〇九頁)は、

将来における継続収入の債権の一種である建物の賃料債権の差押は、差押債権額を限度として、差押後に収入すべき賃料に及ぶものであるところ(民訴法六〇四条)、基本たる建物の賃貸借契約が第三債務者である賃借人との間に存続する以上、右第三債務者に対する

差押命令が送達されてその効力が発生した後は、差押債務者がする賃料債務の免除は、その事情のいかんにかかわらず、差押債権者を害する限度において差押債権者に対抗できないと解すべきである。

としている。そして右判旨に対して評釈は殆んど賛成している<sup>(3)</sup>。さらに、将来の債権の第三債務者も執行債務者も、これにつき前払を執行債権者に対抗しえなくなる。このかぎりでは民法六〇四条は、執行債権者保護機能を有すると解される。

二、差押命令が明示的に将来の給料債権をその対象からはずしている場合、差押の効力がそれにおよばないのは当然である<sup>(4)</sup>。また、執行債権額にいたらないまでも、一期または複数期の一定範囲の将来の給料またはこれに類する継続収入の債権に差押の効力が限定される場合には、その範囲をこえて執行債権額にいたるまで差押の効力がおよばないことは当然である<sup>(5)</sup>。

かような例外的場合を除外すれば、給料債権については一つの雇傭契約を前提として、差押の効力が執行債権額を限度に将来収入すべき金額におよぶことになるのであるが、その場合一つの雇傭契約の範囲を画する基準が問題となろう。

たとえば、使用者の変動は雇傭契約の同一性を失わしめるから、その後収入すべき金額に差押の効力がおよぶとはいえない。ZPO 八三三條 I 項は我が民法六〇五条に相当する規定であるが、その第 II 項は、「此ノ規定ハ使用者ノ變動ノ場合ニハ之ヲ適用セス」(Diese Bestimmung findet auf den Fall der Änderung des Dienstherrn keine Anwendung)と規定する。第 II 項の規定は我が民法に取入れられなかつたけれども、私はその趣旨は我が民法上にも生かされてよいと考えるから、この点からみれば、右に説くところはむしろ当然といふべきであらう<sup>(6)</sup>。

これに反して、使用者すなわち俸給支払義務者が前後同一である限り、差押後に労務の内容の変化、したがつて収入の變化、すなわち転官・兼任・増俸などは、雇傭契約の同一性を害しない。ゆえに、差押後の転官・兼任・増俸などによる増額分にも当然差押の効力がおよぶ(民法六〇五条、ZPO 八三三條 I 項)。なお、国家公務員から地方公務員への転官、およびその

逆の場合、あるいは、公務員から国家・地方自治体以外の公法人職員への転職は、給与支払義務者(第三債務者)を異にするから、民法六〇五条の適用なしとみるべきであろう。<sup>(8)</sup>

もつとも、民法六〇五条と同一規定の態様をとるZPO八三条は、公務員の雇傭関係を規律するものであつて、ドイツ法上は私法上のそれについての規定を欠くといわれる。<sup>(9)</sup>しかしながら、ドイツ法上も我が法上も、後者についても前者と差異を設ける理由はとくにないから前者に準じて考えてよい。<sup>(10)</sup>なお、第三債務者の組織変更、たとえば有限会社から株式会社への変更は、雇傭契約の同一性を害するものではない。<sup>(11)</sup>第三債務者の企業合併のごとき場合も同様である(権利義務の包括承継)。<sup>(12)</sup>

雇傭契約の中断がその前後における雇傭関係の同一性におよぼす影響については特別の考察を必要とする。たとえば、季節労働のために、あるいは労務を提供すべき仕事の中断のために、解雇から旧使用者による再雇傭までの間、他の労働に従事したような場合、新旧両雇傭関係の同一性・継続性を認めることができるであろうかという問題がある。

ドイツの判例ならびに学説は、この点に関して一致して執行という観点からみた、換言すれば、ZPO八三条の適用という観点からみた雇傭契約の同一性・継続性の判断については、実体法上の契約法理よりもむしろ経済的観点をより重視すべきであるとする。したがつてここでは、私法上の雇傭契約の単一性・同一性を問題にする必要はない。私法上形式的には二個の雇傭関係でも、雇傭関係における社会通念からみて新旧両雇傭間に同一性が認められれば、差押の効力は新契約から生じる給料債権にもおよぶとみられる。<sup>(13)</sup>したがつて、第一に両当事者がすでに解雇にさいして、雇傭契約の再締結を真剣に考慮していた場合、<sup>(14)</sup>あるいはとくに、雇傭契約の継続を妨げる事由が消滅した後には雇傭関係を復活継続する旨の合意をしている場合、<sup>(15)</sup>厳格に法律的に言えば新旧両契約間に同一性がないが、経済的同一性を認め、執行との関係では同一なものとして扱うことができよう。<sup>(16)</sup>この場合雇傭関係中断の期間の長短は原則として問題にならないとの見解もある。<sup>(17)</sup>ドイツにあつて

は、たとえば、建築労働者のように、厳寒期に三・四ヶ月雇傭関係が中断する場合がある。かような場合中断が長期にわたるため被傭者が同一使用者に再雇傭されることが、その旨の合意がない限り必ずしも予見できない事情にあることが多い。そこでつぎに、再雇傭の合意によつてそれが予見できる場合にかぎらず、さらにすすんで、旧雇傭契約関係の解消について被傭者に責任がないため再雇傭の可能性がある以上、同一使用者による再雇傭があつた場合、新旧両契約の同一性を肯定することができよう。<sup>(18)</sup> 両当事者の合意を必要としないまでも、使用者が同一人である限り、被傭者が旧雇傭契約を可能な場合には継続するとの意思をもつ以上は、同一性を認めてもよいと考えられる。既述のとおり、民法六〇〇四条の機能は一つある。その一つである手続簡易化機能からみても、右の取扱は債権者にとつて好ましいし、また、右の取扱の結果第三債務者たる使用者が著しい不利益をうけることもないであろう。この点については後に改めて論じる（本節三参照）。またすくなくとも債務者としても旧雇傭関係を継続する意思を表示する以上、それにともない反射的效果として以後の俸給債権につき民法六〇〇四条の適用ありと取扱われることを前提としていふと考へられなくもない。執行債権者保護という第二の機能からみても右の取扱は適切であろう。

さらに、雇傭契約の一時的中断があるにもかかわらず、新旧両雇傭契約を給料債権の差押との関係においては同一性あるものとみないと、債務者は給料債権の差押をまぬがれるために雇傭契約の中断を悪用する危険がある。かような執行の回避を防ぐ意味においても、新旧両雇傭関係の同一性・継続性を認めることが必要であろう。

これに反して、被傭者が雇傭契約中断事由の消滅後に使用者からの再雇傭の申出に応ずることなく、別の使用者と雇傭関係にはいり、その後前使用者と雇傭契約を再び締結したがごとき場合は、前後の雇傭契約に法律的にはもちろん経済的にも同一性が認められない。

換言すれば、雇傭契約の解消が暫定的なものであるのかあるいは終局的なものであるのかという点が、前後の雇傭契約の

同一性判断の基準になるといえよう。すなわちこの種の前雇傭契約の締結に際して、一定事由による解雇の場合再雇傭が明示または黙示に合意されているとか、あるいは特に取引上の慣例から再雇傭が予見される場合であつて、事実再雇傭が——再雇傭までの期間の長短は一応別にして——なされれば、前後の雇傭契約の同一性を認めてもよい。とくに、一時的解雇が労務を提供すべき仕事の欠缺または天候等客観的理由にもとづく場合は、雇傭関係は単に中断したにすぎないのであつて、その前後の雇傭契約の同一性が認められる、

これに反して、雇傭契約の解消が、たとえ再雇傭がなされたとしても、それ自体終局的なものとしてなされている場合、たとえば、被傭者が自己の意思により雇傭契約を解消したとか、契約違反のごとく自らの責任を原因として解雇された場合のように、いわゆる主観的原因にもとづく中断のあつたような場合には、使用者ならびに被傭者間に雇傭契約を継続する意思の一致がない。したがつて、中断の前後の雇傭関係は同一性を欠くと解さざるを得ない。ゆえに前雇傭契約上の俸給債権の差押の効力は、後の雇傭契約上のそれには及ばない。後者については改めて差押をしなければならぬ。

給料債務履行の中断、たとえば、無給休暇等の理由による中断によつては、その前後の雇傭関係したがつて給料債権の同一性は法律的にも害されないのは当然である。<sup>(20)</sup>

臨時雇傭の繰返しの場合、給料債権の差押という観点から、新雇傭と旧雇傭との間に同一性が認められるかという問題がある。この場合も、臨時雇傭が恒常的に繰返される場合あるいは繰返されることが予見される場合には、繰返される複数の臨時雇傭契約相互間に同一性・継続性を認めてもよいと考えられる。

以上要約補足すると、(1)、雇傭契約の同一性は民法六〇四条との関係からみれば、以下の場合に認められるといえよう。<sup>(21)</sup>

(a) さしあたり一定の期間を定めて雇傭契約が締結され、右期間経過後に新たな別個の契約により雇傭関係が継続せしめられる場合、実質上新雇傭関係は旧雇傭関係の継続とみることができぬ。<sup>(22)</sup>

(b) 一時的暫定的解雇の場合、新旧雇傭関係は継続する。たとえば、使用者に一時的に労務を提供すべき仕事がない場合とか、あるいは、季節労働者の季節的理由による雇傭が中断される場合がこれである。この場合解雇から再雇傭までの間に他の使用者と雇傭関係にはいることは、新旧両雇傭関係の同一性を肯定する妨げとはならない。

(c) 自由刑執行のため雇傭関係が中断する場合。<sup>23)</sup>

(d) 雇傭が差押潜脱のためにのみなされる場合。<sup>24)</sup>

(e) これに反して、雇傭契約の同一性を否定すべき場合として以下の場合がある。

(a) 雇傭が契約違反、信義則違反を理由になされた場合。この場合、たとえ再雇傭が解雇後短期日のうちになされたとしても、新旧両雇傭関係の同一性は欠ける。<sup>25)</sup>

(b) たとえば特別の理由から、一度旧使用者との長期間にわたる雇傭関係を解消しその後他の使用者と雇傭契約を締結するがごとく、旧雇傭関係の解消にさいし、これを終局的に終了せしめる意思が認められる場合。<sup>26)</sup>

ただし、差押命令の申請ならびに差押命令じたいのなかで、将来の法律関係から生じる債権に差押の効力が及ばないことを明言した場合は、たとえ新・旧の雇傭関係に既述のごとき同一性・継続性が認められても、新雇傭関係より生じる給料債権に差押の効力がおよばないことは既述のとおりである。<sup>27)</sup>

三、ところで、新旧両雇傭契約の同一性・継続性を認めることに、逆にデメリットがないわけでもない。すなわち、両者の同一性・継続性を認めるためには一定の要件が必要である。一般的にいつて、この要件の存否の判断に困難が伴うことが多い。それにもかかわらず、債権者・債務者・第三債務者は、みずからの責任においてその存否の判断をしなければならぬとすることに問題がある。

債務者は、新雇傭契約から生じる給料債権に、旧雇傭契約上の給料債権に対する差押の効力が及ばないと判断して、新給



料債権を第三者に譲渡した、または取立てたが、実は新給料債権にも差押の効力が及んでいたことにより、債権者・第三債務者・債権の譲受人などから不法行為の損害賠償責任を追求される余地があるなど、不測の損害をうけるという場合もある。第三債務者も新給料債権に差押の効力が及ばずと判断し弁済したところ、実は新給料債権にも差押の効力が及んでおり、結局二重弁済を強制され不測の損害を蒙るということも考えられる。もつとも、弁済受領権者が誰であるか不明な場合、第三債務者は民法四九四条後段（BGB三七二条Ⅱ項）により弁済供託をすることもできるから、この点で特に右の事態について第三債務者の不利益を強調しすぎることは適切ではないかもしれない。執行債権者としても、新給料債権に差押の効力が当然におよぶと考え、これについて改めて新たに差押をしておかなかつたところ、実はこれに差押の効力が及ばず、不測の損害を蒙ることがある。うたがわしき場合には、執行債権者としては新債権に対し差押の申立を改めてしておくのが利益であるということもなろう。しかしその場合でも、執行債権者の新債権に対する差押の申立に対し、新債権に差押の効力がおよぶことを理由に申立が棄却されたにもかかわらず、反面旧雇傭関係から生じる給料債権の差押をなした執行裁判所が、当該差押の効力は新債権に及ばずと判断することにより、債権者が不測の損害を蒙ることもありえよう。

結局ここで問題になるのは、一方において手続簡略化機能および債権者保護機能の維持という利益と、他方で両雇傭関係の継続性ないし同一性を認めるための要件の存否の判断を執行関係者にさせることの不利益を対照させ、そのいずれを重視するかという利益衡量である。ひとたび雇傭関係が中断すれば、再雇傭がなされても、新旧両雇傭関係相互間につきさい継続性を認めず、差押のおよぶ範囲を明確化して、執行関係者にその範囲の判断につき必要以上の負担をかけないとするのが妥当であるのか、それとも、その判断の責任を課しても、民訴法六〇四条の二つの機能を十分に発揮させることが適切であるのか、という点が問題になる。私は、特に第三債務者のうける不利益を救済するための配慮をするならば、債権者の利益を尊重し、六〇四条のもつ二つの機能を特に重視する必要があると考ええる。

そこで、第三債務者の利益尊重の立場から、中断の前後の雇傭契約の同一性を問題とする場合、使用者が大企業の場合と小企業の場合とで差異があるか否かを問題とする立場がある。既述のとおり、悪意の債務者が雇傭契約の中断によつて執行を妨害することから債権者を保護することは必要である。しかし、債権者・債務者間の利益調整から、逆に全く無関係な第三債務者に必要以上の負担をかけることは許されない。小企業の場合は、使用者と被傭者との個人的接触があるため、再雇傭に際しても旧雇傭契約における俸給債権についての差押の効力が再雇傭上の俸給債権にも及ぶとの判断を容易になしう。これに反し大企業にあつては、そのような密接な関係が欠けているため、新雇傭が再雇傭であるかどうか、再雇傭であつても旧雇傭上の俸給債権についてすでに差押がなされているかどうかの判断をこれに委ねることは、原則として適切ではないといふことがいわれている<sup>(28)</sup>。しかしながら、私は右に紹介せむごとく、第三債務者が大企業か小企業であるかという点に、中断をはさんだ前後の雇傭関係の同一性認否の基準を求めることには問題があると考える。使用者たる企業と被傭者との関係が、両者の同一性を認めても使用者に不利益にならない程度に密接であるか否かの判断の基準を必ずしも企業の大小の區別に求めることができないと考えられるからである。大企業であつても両者間に密接な関係を否定しえない場合もある。ただし、右の立場にたつても、例外的に旧雇傭関係の終了に際して当事者が将来におけるその復活・継続を明らかに約したがごとき場合は、再雇傭に際して大企業に右の判断の責任を課することに不都合はないことになるのであろう。企業の大小を問うことなく、むしろ雇傭関係中断の期間が短期の場合に限り新雇傭関係について民法六〇四条の適用を認めるとすれば、第三債務者たる使用者の利益は護られることになる。もちろん、かように解すれば次に長期・短期の區別基準が問題になる。抽象的には、六〇四条を適用しても第三債務者たる使用者にとり明らかに不利益にならないと考えられる程度の期間が右にいう短期間といえよう。

#### 四、ちなみに、ここで「此ニ類スル継続収入ノ債権」について言及しておきたい。

その意味についてドイツ並びに我が国において広狭二説が対立していることは、中野教授の指摘される通りである。<sup>(29)</sup> 狭義説は、「各個の給付が単一の法律関係の展開の部分として現われるような反覆的・継続的債務関係がなければならず、法律関係の種類は問わないが、ともかく法的に基礎づけられた義務負担の反覆を必要とする。」(中野訳、Falkmann-Hubnagelの立場、法律関係単一説とするのに反して、広義説は「単一の債務原因または取引觀念上単一とみられる多数の債権関係」(中野訳、Rosenbergの立場、継続的關係説)と説く。法律関係が単一である場合法律関係の継続は法律上類型的に予定されているのに反して、広義説による法律関係の継続性は事実上の継続性にすぎず法律上類型的に継続性が予定されているわけではないから、私は狭義説に賛成したい。

そこで「此ニ類スル継続収入ノ債権」たるためには、第一に、債務の発生原因が同一であることが必要である。たとえば、同一一個の債権から生じる利息債権や、特定物の賃貸借契約から生じる賃料債権がこれである。逆に、継続的収入の債権であつても、同一一個の法律関係にもとづかない、したがつて、それぞれ別個独立の法律要件に基づいて発生する場合に、民訴法六〇四条にいう「継続収入ノ債権」には含まれない。たとえば、第三債務者が同一人であつても、弁護士・公証人等が当事者からうける報酬債権などは、「継続的収入ノ債権」には含まれない。<sup>(30)</sup>

医者<sup>(31)</sup>の診療報酬債権については二つの場合を区別して考える必要がある。(1)は医者<sup>(32)</sup>の患者に対するそれであり、(2)は医者<sup>(33)</sup>の社会保険診療報酬支払基金に対するそれである。

(1)のものについては将来の債権に対する六〇四条の適用や、将来の債権だけを差押えることはできないことに原則として問題はない。<sup>(31)</sup> 長期療養の場合はその例外と考えるべきであらう。

(2)の場合はどうか。昭四三・二・二三東高判は以下のごとく述べている。

笠井のために発せられた前記三診療所及び病院における診療報酬債権に対する債権差押及び取立命令は、その対象がいわゆる継続収入の債権であると解して発せられたものであることは明らかである。そして、実務上診療報酬債権を継続収入の債権として差し押えている事例が少くないことは、ほぼ顕著な事実といつて差し支えない。しかし、当裁判所は本件のような診療報酬債権は民事訴訟法第六〇四条にいわゆる継続収入の債権に該当しないと解する。もとより、診療所又は病院を開設して一カ月間全く患者の来往がなく診療報酬債権が発生しないという事態は常識的にいつて考えられることではなく、この意味において診療報酬債権が一種の継続収入の債権であると解すべきことには異論がない。しかし、診療報酬債権は診療という個々の関係から生ずる債権であつて、一個の基本権の法律関係から生ずる支分権的な権利ではない。この意味においてそれは俸給のごとき継続収入とは大いに趣きを異にするのである。換言すれば、診療報酬債権は単に事実上の継続収入債権にすぎず、俸給のごとき一定の基本的法律関係から派生する法律上の継続収入の債権ではない。このような事実上の継続収入の債権をも俸給等に準じ将来の収入にわたつて差押を許すべきかは、大いに問題とされなければならないと考えるのである。

事実上継続する収入の債権であつても、月々の収入額が一定し客観的にその額が把握しうるような場合はこれを俸給等に準じて差し押えることができるのではないかと考える（事実上このような収入は存在しないであらうが）。その差押を許してもその範囲が明確であつて債務者及び第三者を害することがないからである。これに反し、本件診療報酬債権のごとき月々によりその額を異にする債権は俸給等に準じてこれを差し押えることができないと解すべきである。その差押の範囲は不明であつて、場合により債務者を不当に拘束し、また、第三者の利益を害するからである。このことは、たとえば、債務者が事実上差押外の将来の債権を処分する機能を奪われ（差押の効力が及ぶこととなるかも知れないから）、また、第三者が事実上差押外の将来の債権の譲渡をうけまたはこれを差し押えることを封ぜられることを考えれば明らかであろう。もとより、かかる結果は、差押に対して配当要求がなされることにより差押の範囲が拡張されるとする説（いわゆる拡張説）をとる場合にも生じうることである。当裁判所はかかる結果を不当とし、その故に拡張説はこれをとりえないと考えている（でない）、たとえば、先行の執行債権額からすれば三カ月分の給料債権の差押にとどまると考え、その後の給料債権につき差押および転付命令をえたところ、その後、先行の差押につき配当要求がなされたためその差押の範囲が拡張され、転付にかかる給料債権もその範囲にはいり、転付命令はその効力を失うという不都合を生じる）が、月々の額の一定しない事実上の継続収入の債権の差押を許しては、常にかかる不当な結果を容認せざるをえないこととなるのである。およそ、差押というがごとき債権者及び第三者に利害を及ぼす行為は、その行為の当時にその範囲が明確であることを要するものと解すべきである。以上の理由により、本件診療報酬債権に対する

笠井のための差押及び取立命令は実質上その効力を生じないと解する。

右判決に対する判例タイムズの解説は以下のごとく述べている。すなわち、「本判決理由でも説示するとおり、実務上診療報酬債権を継続収入の債権として差押えている事例は相当にあるようであるが（真崎・債権その他の財産権に対する強制執行手続の実務的研究・書記官実務研究報告書・三八参照）、月々の債権額が一定せず、客観的にその範囲が明確でないことを理由にこれを否定する考え方もあり（同旨、東京地判昭三九・四・三〇下民集一五・四・二八九。岩野ほか・債権の差押、強制執行セミナー一五以下）、本判決もこれを支持している。今日では医師の大部分が保険医であること、生命保険外務員その他のセールスを主とする者の多くも出来高を中心とし、給料額の範囲が不確定であることなどを考えると、否定説をとることも可成り疑問が残る」と。

私は既述のとおり患者に対する診療報酬債権は判例の言葉を借りれば一個の基本的法律関係より生じる支分権的な権利ではなく、換言すれば、一定の法律関係から生じる法律上の継続収入ではなく、むしろ事実上の継続収入債権であるところに、民法六〇四条の適用につき否定説の根拠を求めるべきであつて、債権額の一定性を欠く点にその根拠を求めるべきではないと考える。継続的契約関係の一つである雇傭契約にあつてもたとえば日給月給の場合のように俸給額が月単位では一定しない場合がありうるからである<sup>(33)</sup>。

これに反して(2)の場合には、民法六〇四条の適用もさらにはまた将来の報酬債権のみの差押も許されるべきであろう。もつとも、この点については異論がないわけではない。

すなわち、昭三九・四・三〇東京地判は以下のごとく説く。<sup>(34)</sup>

被告ら各主張のように「将来の診療報酬」につき転付を可能とした実例がないが、診療報酬は、診療担当者が被保険者に対し療養の給付を担当し、右の場合にその対価として支払われる費用であるところ、現行の医療保険制度では、診療担当者と被保険者との間に診療報酬発生基礎となる継続的法律関係の存在を認めがたく、被保険者は任意に選択した診療担当者から療養の給付を受けることができることになっているのであるから、診療報酬は、診療担当者が被保険者の受給の申出により療養の給付を担当した場合に、はじめてその対価として客観的に確定し、その後、所定の手続を経て被告らから支払われることとなるがその以前においては、相当程度確実に期待することができる利益であるといえることができても、これを予め客観的に確定することが可能な将来の債権であるとすることはできない。

この判決は、直接には基金に対する将来の報酬債権を譲渡しうるか否かにつき否定的見解を示したものである。しかし、その論旨からすれば、六〇四条の適用を排斥し、さらには将来の債権としてその差押を否定したものと解されないこと<sup>(35)</sup>もない。

なるほど医師・患者間には診察に関する基本的継続的法律関係が存するわけではないから、患者が異なる、あるいは患者は同一人でも病気が異れば報酬債権も異ると解するのが正当であると考えられる。しかしながら、これに反して医師・社会保険診療報酬支払基金間には、診療報酬債権発生基礎となる継続的法律関係があるといえる。かように解することが前記六〇四条の二つの機能との関係からみても妥当ではないかと思われる。したがって六〇四条の適用も認めるべきであらう。<sup>(36)</sup>

第二に、「此ニ類スル」とは、俸給に類するの意であると解されるところから、扶養ないし労務の提供の対価という債務の目的の存在を必要とするとの見解がある。すなわち、たとえば割賦売上の割賦金や賃料、利息債権などのごとく、継続収入の債権であつても俸給債権に準じる目的をもたない債権は、「此ニ類スル債権」ではないと見解もある。<sup>(37)</sup>しかしながら、右文言をしかく厳格に解することは反対<sup>(38)</sup>したい。しかく厳格に解することは、民法六〇四条の立法理由である手続簡略化機能と執行債権者の保護機能を不当に軽視することになるからである。したがって同条にいわゆる「此ニ類スル」とは、俸給債

権の目的に類するの意ではなく、継続的収入性という点で俸給債権に類するとの意であると解すべきである。「此ニ類スル」とは継続収入の債権額が給料に準ずる程度に一定しているという意味で用いられるのであろうか。債権額がある程度一定していないと、差押がいずれの期の債権におよぶかという点不明確になる。すなわち、将来の給料債権をどの範囲で先払い・譲渡できるのか等、不明確になる。第三債務者は将来の継続収入の債権の先払いについては利害関係を有するが、継続収入債権が差押えられれば差押が及ばないことがよほど確実な部分についてしか先払いはしないであろう。先払い・譲渡の可能な範囲が不明確になることにより生じる不利益は、将来の継続収入債権にまで差押の効力をおよぼすことができないことによりうる債権者の不利益との比較において債務者が甘受すべきものであろう。かように考えると、「此ニ類スル」とは必ずしも「給料債権のごとく債権額がほぼ一定している」ことを意味しない。かくして立法技術的には「継続収入ノ」なる文言をもつて十分その意を尽しているとすれば、「此ニ類スル」とは単なる例示であつて、実は無用の文言であつたということにならう。

- (1) Fritz Baur, „Einige Bemerkungen zur Pfandung künftiger Lohnforderungen“ Der Betrieb (DB) 1968, S. 252.
- (2) Fritz Baur, a. a. O., S. 252.
- (3) 畑・民商六四卷六号九九頁、五十部・判タ三四六号一〇六頁、石川Ⅱ土井・法研四四卷四号一二四頁。なお解説として豊水・法曹時報二二卷六号二七頁がある。
- (4) RGZ. 138, S. 253.
- (5) Vgl. Stöber, Forderungspfändung 1965, S. 251.
- (6) Fritz Baur, a. a. O., S. 252; Leiminger, „Lohnpfändung bei Unterbrechung des Arbeitsverhältnisses“, Der Betriebs-Berater (BB) 1958, S. 123. 鈴木・三月月・宮脇編注解強制執行法③三八四頁(稲葉)。
- (7) NAO八三三条Ⅱ項に「わゆる『使用者』(Dienstherr)とて、給与の支払義務者を含む。Stein-Jonas-Münzberg, 19. Aufl. Anm. VIII 2 b 7. zuz 850. 鈴木等前掲三八五頁(稲葉)。
- (8) NAO八三三条Ⅱ項に「ついでに『Stöber, a. a. O., S. 254.』
- (9) Leiminger, a. a. O., S. 123.

- (9) Stöber, a. a. O., S. 253.
- (10) Stöber, a. a. O., S. 252. “レオン坊士はたゞのOHG なるKG への組織変更は”。
- (11) 鈴木等前掲三二五～二六頁(稲葉)。
- (12) Stöber, a. a. O., S. 252; BAG in AP Nr. 2 zu § 832 ZPO mit zust. Anm. Baumgarten=Rechtspfleger 1958, S. 82; LG Lübeck, NJW 1954, S. 1125; Stein-Jonas-Münzberg, 19. Aufl, Anm I zu § 832.
- (13) LAG Hamm, BB 1953, S. 736; LAG Bremen, BB 1955, S. 802 u. LAG Bremen BB 1957, S. 1110.
- (14) LAG Hamm, BB 1957, S. 1110.
- (15) Leiminger, a. a. O., S. 123; Stöber, a. a. O., S. 252.
- (16) LG Lübeck, a. a. O.
- (17) Leiminger, a. a. O., S. 123.
- (18) “レオン坊士はたゞのOHG なるKG への組織変更は”の意図や重複たの組織変更は“レオン坊” Vgl. Volkmar, Arb RStg. Bd. 21 LAG S. 24; Pohle, AP 52 Nr. 193.
- (19) Leiminger, a. a. O., S. 123; Riedel, a. a. O., S. 898.
- (20) Stöber, a. a. O., S. 252 f.
- (21) OLG Breslau, JW 1930, S. 1087; Wieczorek, ZPO, Bib zu § 832.
- (22) LG Essen, MDR 1963, S. 226.
- (23) AG Bremen, BB 1955, S. 802.
- (24) LAG Hamm, BB 1953, S. 736.
- (25) LAG Disseldorf, BB 1955, S. 802.
- (26) AP 1957, Heft 2 Nr. 1 § 832 ZPO.
- (27) LAG Hamm, BB 1953, S. 736; KG, JW 1930 S. 1087; Bischoff-Rochitz, Die Lohnpfändung, v. 3, 9; Leiminger, a. a. O., S. 123.
- (28) 中野・判註・民商三三卷四号六二六頁以下。
- (29) Stein-Jonas-Münzberg, 19. Aufl, Anm II zu § 832. 鈴木等・前掲三二〇頁(稲葉)。
- (30) Stein-Jonas-Münzberg, 19. Aufl, Anm II. zu § 832.
- (31) 判三二四号一五三頁。時報五二二号五頁。東高民時報一九卷一三三四頁。
- (32) 鈴木等・前掲三二〇(稲葉)も否定説をとる。
- (33) 下級民集一五卷四号九九九頁。



- (35) 現に田倉・判タ一八二号一六〇七頁はそう解している。
- (36) 継続収入とみる者として、田倉・将来の診療報酬請求権に対する差押の可否・判タ一八二号一六頁、同・判評一一八号三六頁、上谷・将来の診療報酬請求権の差押の可否等・判タ二三八号六七頁、於保・将来の診療報酬の譲渡能否・判評七五号一五頁。否定説をとるものとして鈴木等・前掲三八〇頁(稲葉)。
- (37) RGZ, 138, S. 254. 前掲東京高裁昭和四三年判決、中野・前掲六二九頁。
- (38) Stein-Jonas-Munzberg, 19 Aufw. Ann. II zu § 832. 鈴木等・前掲三七九頁(稲葉)。
- (39) 継続収入として家賃を挙げるものに、明四五・七・一八東地民三乙判、新聞八〇九号二四頁がある。

## 二、将来の給料債権を差押える場合

一、ドイツ法上我が民法六〇四条に相当するZPO八三二条について以下のごとき見解が主張されている<sup>(1)</sup>。すなわち、差押および差押質権はZPO八〇三・八〇四・八二九条、BGB二四一・六一一条にしたがい差押の時に成立している債権におよぶ<sup>(2)</sup>。ZPO八三二条はこの原則の例外を規定するものでもなければ、独自の権利を創設するものでもない。同条からは、将来の債権を差押える権利はいかなる場合にも導かれるものではない。Stein-Jonas が正当にも指摘したように<sup>(3)</sup>、法は給料債権を全体的に一個のものとして把握している。すなわち、月払による履行によりその全体として単一性が害されるわけではない<sup>(4)</sup>。従来<sup>(5)</sup>の判例ことにライヒ裁判所の判例は、すでに成立してはいるが履行期未到来の債権か——その基礎がすでに成立せる単一の法律関係に存する限り——将来始めて成立する債権かにより取扱のうえで区別しない点では、右の考え方を前提とするものと思われる<sup>(6)</sup>。しかしながら、私はかような見解に賛成することはできない。各期の給料債権発生の基礎たる雇傭契約は単一一個であつても、各期の給料債権は各期の労務の提供に対する反対給付であるから、他の期の給料債権とは十分識別する要素をもつ各別の債権であるとみることができる。ことに雇傭関係を一度中断した後の再雇傭も場合によつては民法六〇四条・ZPO八三二条の適用に関し、雇傭契約の同一性を認めるとするのであるが、この場合にはいかな

る理論構成をもつてしても、実法上前後の雇傭契約上の給料債権の全体としての単一性を認めることはできない。したがって、将来の給料債権は将来各期の到来ごとに成立する各別の債権とみることが正当であろう。

既述のとおり民法六〇四条は二つの機能すなわち、差押の繰り返しをさけるという手続の簡略化機能と執行債権者保護機能とを有する。同条は将来の債権の差押により執行債権者保護の必要がある場合、その差押をなしうることを一般に認めた規定であると解しうるであろう。これに反して、民法六一三条も条件附債権・期限附債権につき特別の換価方法を定めたものであるが、この場合既に存在する債権に条件または期限が附せられているにすぎない。

二、将来の債権の差押には、第一の要件として、それが特定されていること、あるいは特定しうることを必要とするのがドイツにおける通説である。<sup>(7)</sup>我が国にあつては、権利を特定することができることは当然必要とされるが、権利を特定するためにも現にその原因が確定していなければならないとされる。<sup>(8)</sup>原則として、被差押債権を特定するために基礎的法律関係が成立していることを必要とする。しかしながら基礎的法律関係が成立していなくても被差押債権を特定し差押ができる場合があるのではないであろうか。たとえば、債権者が一定の買主とある不動産の売買の交渉をしている段階では、まだ将来の債権である売買代金請求権も、またその基礎となる法律関係である売買契約もともに成立していないのであるが、一定の買主との関係で将来発生することのある代金債権を差押えることができるのではないか。かような例外的場合を考えれば、すでに差押の原因が確立していることは必ずしも常に必要というわけにはいかないのではないかと思われる。

かような状態のもとでは、目的物の将来の売却代金の差押を求めるといふよりか、目的物自体を差押えるべきであるとする見解も当然あるであろう。しかしながら、目的物自体の差押のほか、目的物の将来の売買代金の差押を否定する理由がないと思われる。すなわち、目的物の差押にもかかわらず債務者が被差押売買代金の債務者（第三債務者）に売却した場合は、目的物の将来の売買代金を差押えることを認めてもよいと考えられるのである。

また、かような場合、請求権は特定できても債権額は売買契約が成立しない限り確定できない。債権額の確定は将来の債権を差押える要件であろうか。その他の要件が具備されている以上債権額が確定していなくても差押を認めることによつて、第三債務者の先払いや債務者の予めの譲渡を妨げることができるという意味では、当然これを肯定すべきであろう。したがつて、その場合二つの事項に注意しなければならない。

第一は、超過差押禁止との関係である。たとえば、売買の対象たる甲家屋の価格が執行債権額を明らかに下まわることがとき場合、あるいはその逆であるが「執行債権額の限度で差押える」というような場合には、原則として超過差押の禁止にふれることはない。目的物の価格が執行債権額を上まわる場合で「執行債権額の限度で差押える」として差押の限度を画していない場合、原則として目的物の価格を基準に超過差押の問題を考慮すべきであると思う。たとえば、執行債権額一〇〇万円、売買の目的不動産甲の価格三〇〇万円、他に二〇〇万円の差押えうる動産乙がある場合、乙があるにもかかわらず甲の売買代金債権（将来の債権）を差押えれば、特別の事情のない限り超過差押の禁止にふれるから、差押は許されないことになる（ただし、財産がその価格において換価されることを前提とする。実価より低く換価されるのが現実であれば、その低下率をかけたものをも前提とする）。しかし、甲の実際の売買価格が売買契約成立の時には二〇〇万円になるとすれば、この段階では売買代金債権の差押は超過差押の禁止にふれないことになる。したがつて結果的には売買契約が成立し売買代金が確定してはじめて超過差押の禁止にふれるか否かが判明することになる。しかしこのことは、債権額確定前に将来の債権の差押を許さない理由とはならないであろう。すなわち、右のごとき場合、まず甲の価格を基準にして甲の将来の売買代金債権の差押が超過差押の禁止にふれるか否かを判断し、実際の売買価格が時価より異常に高いときは、その段階で債務者は超過差押の禁止を主張し五四四条ないし五五六条で救済を求める、あるいは六〇二条但書の救済を求めることができよう。

売買におけるがごとく、あるいは給料債権におけるがごとく、将来の請求権の債権額が比較的算定しやすい場合は別にし

て、その債権額が確定しえないあるいは確定困難な将来の債権の差押えの場合、超過差押の禁止はいかなる形式で働くことになるか。執行債権の限度で差押えるという場合は問題がないが、債務者が超過差押禁止に抵触することを立証できない限り、債権具体化の段階で初めてこれを主張しうることになる。債務者としては結果的には超過差押の禁止にふれる場合でも、債権具体化までは超過差押を甘受せざるを得ない。

第二は、将来の請求権は金額が確定しない場合はその差押はできても取立命令はもちろし転付命令も付与しえない。<sup>(9)</sup>「将来の敷金返還請求権に対する転付命令は、現在金額が不確定であるから券面額のない場合と同様被転付適格をもたない。身元保証金の返還請求権につき被転付適格を肯定する従来の判例には賛成することができず、むしろ将来の家賃債権、給料債権と同様、被転付適格を否定するのが相当」とする昭四一・五・二〇大阪高裁の決定<sup>(10)</sup>がある。中務教授も、現在のその債権の性質からみて単純的確に決済することができないような場合、たとえば将来の債権とか条件附債権などは券面額があるとはいえないから、転付命令を発しえないとされる。<sup>(11)</sup>このほか、将来の債権につき被転付適格を否定した判例として、工事完成前の請負代金債権に関する大判昭五・一〇・二八、<sup>(12)</sup>将来の家賃債権に関する大判大一一四・七・一〇、<sup>(13)</sup>将来の給料債権に関する大判昭九・四・二六、<sup>(14)</sup>辞令交付前の賞与金請求権に関する大判昭九・七・九、<sup>(15)</sup>同じく大判昭一二・一〇・一八<sup>(16)</sup>などがある。これに反して、大正一三・九・一八長崎控民二判は、<sup>(17)</sup>まず賃料債権発生の時期に関し、

賃貸借契約ニ於ケル賃貸人ノ賃料債権ハ其契約成立ト同時ニ発生シ将来収入スヘキ賃料債権ハ単ニ期限ヲ附シタルニ過キササルモノニシテ賃借人ノ使用収益ナル事実ノ到来ヲ俟テ始メテ発生スル債権ニ非ス

と解する。そして、将来期限の到来する賃料債権をも含めて差押ならびに転付が許されるとして、以下のごとく説く。

転付命令ノ効力ハ差押ノ基本タル債権中期限ノ到来セル家賃債権ニ相当スル金額ノ範圍ニ於テノミ有効ニシテ其余ノ部分ニ付テハ未タ弁済ノ効ヲ生セサルコトニ帰着スルモ之カ為メ転付命令ノ効力カ当初ヨリ条件附ニノミ發生スルモノト謂フコトヲ得ス

さらにこれと同じく将来の日給債権につき転付を認めるものとして、昭七・三・一五広島地呉支判<sup>(18)</sup>がある。すなわち、

凡ソ転付命令ハ第三債務者及ヒ債務者ニ対シ送達ヲ為スニヨリ債権ノ弁済アリタルモノト看做スヘキ事洵ニ明白ニシテ又本件ノ如キ日給債権差押ハ債権額ヲ限度トシ差押後ニ収入スヘキ金額ニ及フヘキモノナリト雖モ本件ニアリテハ差押及転付命令送達以後ノ部分ハ其送達当時ニ於テハ一種ノ期待権ニシテ未タ發生セサル債権ナルヲ以テ斯ル存在セサル債権ノ転付ニ因リ其送達当時ニ於テ基本債権ノ弁済アリタルモノト看做スヲ得ス唯差押ノ効力ヲ叙上ノ如ク将来ノ部分ニモ及フヲ以テ右送達後債務者カ勤務スルニ因リ發生スル債権ノ其ノ發生ノ都度弁済アリタルモノト看做スヲ相当トス

と説く。さらに返還期前の身元保証金返還請求権の被転付適格を認めた大判昭五・一〇・二七<sup>(19)</sup>がある。

券面額なき債権は転付できない。将来の債権が具体化したとき券面額は具体化する。債権さえ特定されていれば、特定された債権は具体化した段階では券面額ある債権である。したがって将来の債権につき金額が確定しない場合それを券面額なき債権と同視することは問題であるとの観点から、転付命令の効用すなわちその優先的効果を最大限に活用しようとするならば、転付命令をも認め他の債権者の二重差押や配当要求を排除することも考えられる。それにもかかわらず私は債権額未確定の将来の請求権についての転付命令を認めるべきではないと考える。第一に、多くの場合転付命令自体から転付債権額が明確にはならない。第二に、平等主義を建前とする現行法の立場からすれば、優先的効果を内容とする転付命令があくまでも例外的制度であるから、これを制限的に理解すべきである。これらの二点が右の立場をとる理由である。<sup>(20)</sup>

第二の要件として、債権差押命令は第三債権者への送達により効力を生じるのであるから(民法五九八条三項)将来の債

権についての第三債務者が確定できなければならない。このためにも、原則として債務者・第三債務者間に将来の債権発生の原因となる基本的法律関係がすでに成立していなければならない。ただし、さもなければ、被差押債権も第三債務者も特定できないからである。

第三に、将来の債権発生について相当程度の蓋然性があることを要する<sup>(21)</sup>。将来の債権の発生原因たる基本的法律関係がすでに成立しているということは、多くの場合将来の債権発生に現実性があるということになるが、しかし両者は必ずしも一致するものではない。したがってここに独立の要件として挙げておく。

将来の債権の差押よりその譲渡の要件は緩和され、後者が前者よりより広い範囲で認められる。すなわち、後者すなわち将来の債権の譲渡にあつては、譲渡の時に、将来の債権の成立原因と譲渡の範囲とが確定され、将来それが成立すれば、債務者ならびに債権の内容が問題なく明確になるような場合であれば譲渡できる。たとえば一定の不動産の将来の売買の代金債権の譲渡は買主が未確定の間でもこれをすることができる。この場合売主・売買の目的物・譲渡の範囲（売買代金債権の全部）が確定しているからである。これに反して、第三債務者すなわち買主が確定しない段階では将来発生する代金債権を差押えることはできない。将来の代金債権を差押えるためには、すくなくとも一定の買主と売買の交渉が実際に行われており、第三債務者たる買主が特定できることが必要である。すなわち、この場合売買の交渉が決裂して代金請求権が当該買主との間で将来成立しないことがあるかもしれないという事情は、将来の請求権の差押の第三の要件との関係で問題がないとはいえないが、差押を妨げる理由にはならないと解すべきであることは既述の通りである。<sup>(22)</sup> ZPO 八五一一条一項は、「債権ハ……譲渡性ヲ有スル限りニ於テノミ差押フルコトヲ得」と規定している。この規定から、「すべての譲渡の対象になる債権はこれを差押えることができる」といわれているが、この命題は、したがって正しくないと思われるのである。すなわちZPO 八五一一条は、差押える以上被差押債権に譲渡性が必要であるというのであつて、逆に譲渡性ある債権はすべて差押えうると規定するもの

ではないことに注意すべきであろう。<sup>(23)</sup> 我が国にあつてはこの点に関する直接の規定を欠くが、理論上当然のことであろう。<sup>(24)</sup>

三、将来の給料債権については二つの場合をわけて考察する必要がある。

a、第一は、通常の場合、すなわち、執行債務者の第三債務者（使用者）に対し、将来各期ごとに成立する給料債権である。

b、第二の場合として、以下のケースを考えてみたい。

執行債権者Xが執行債務者Yの第三債務者Zに対する給料債権を差押えた。しかしYはそれ以前にすでに右給料債権を第三者Aに譲渡済であつた。但し譲渡に際しYは、右譲渡はYがAに対する債務履行完了の際にはその効力を失うとの（担保のための譲渡・解除条件附譲渡）合意があつた。その後YのAに対する債務履行は完了した。

右の場合、執行債権者Xにあたえられた差押命令の効力は、解除条件成就後Yに再帰属する給料債権におよぶか、<sup>(25)</sup> という問題がある。

a について。二に述べた将来の債権の差押の要件は、将来の給料債権の差押についても最低限必要な要件であるといえよう。したがつて、原則として債務者（被傭者）と第三債務者（使用者）との間に、将来の給料債権成立の基礎的法律関係たる雇傭契約が成立していることが必要であるが、この要件は充足されている。雇傭契約締結のための交渉段階でたりるかあるいは雇傭契約が成立していることが必要であるかは問題である。しかしこの場合でも将来の債権ならびに第三債務者が特定できるから、差押の適法要件は具備されている。雇傭契約締結交渉が必ずしもその締結に至るといわけではないが、そのことは差押を不適法にする原因にはならない。たとえ雇傭契約が成立しても、債務者が労務の提供をしないこともあるから、給料債権が将来成立するか否かは不確定である。すなわち、将来の債権の差押にあつては、殆んどの場合、その理由はとも

あれ必ずしも当該債権が発生しないという危険性がともなっていることは否定できない。したがって将来の債権の発生の見込が高ければ不発生危険性はそもそも差押の適法性に影響をおよぼすものではない。<sup>(26)</sup>

b) について。この場合にも前述せる将来の債権差押の三つの要件は本設例の場合いずれも存在する。したがって、解除条件の成就によりYに再帰属するべき給料債権の差押は可能である。しかし、設例の場合、問題は既存の差押命令の効力が解除条件成就後Yに再帰属せる給料債権に当然におよぶかという点である。既存の差押はその成立の時点で客体である債権が不存在であつたため空振りに終つたという意味で無効であるとみれば、再帰属せる給料債権差押のため別にあらたな差押命令が必要である。すなわち、前の差押の効力が再帰属債権に当然にはおよばないという意味で否定説が考えられる。しかしながら、私はこの点については、特に民法六〇四条の二つの機能との関係で肯定説を（差押の効力が再帰属債権に当然およぶとする立場）とりたいと思う。<sup>(27)</sup> すなわち、当該差押命令の対象は、既に成立したがAに譲渡された債権である。この意味では空振りの差押命令ではあるが、将来債務者に再帰属する可能性のある債権が対象であるから、将来の債権を対象とする差押命令として有効であると解することができる。

ただし、右のごとく解すると、場合によつては第三債務者Zは、給料債務を譲受人Aに履行すべきか差押債権者Xに履行すべきか自らの責任において判断しなければならないことになる。かかる場合第三債務者は弁済供託によりその責を免れうる。<sup>(28)</sup> また債権者複数の場合は執行供託によつてもその責を免れうる。<sup>(29)</sup> したがって、第三債務者にとり右の点は著しい不利益になるとはいえない。<sup>(30)</sup>

四、ところで、民法六〇四条の規定の文言からして、すでに成立せる給料債権にあわせて将来の給料債権を差押えるのではなく、単に将来の給料債権のみを差押えることについては若干の疑問がないわけではない。ドイツ法上も同条と同種の内容をもつZPO八三二条との関係で同じ疑問がある。民法六〇四条・ZPO八三二条は、中立主義との関係から、将来



履行期の到来するであろう給料債権のほか、かならずすでに履行期の到来せる（あるいは次期に履行期の到来する）給料債権の差押を要件とするものではない。<sup>(31)(32)</sup> 民訴法六〇四条・ZPO八三二条は、差押を債権者の申立により一定の時期に発生する給料債権にのみ限定することを否定するものではない。<sup>(33)</sup> したがって、将来の給料債権を「昭和〇〇年一月分より」という形式で差押えることは許される。この場合、差押それ自身が被差押債権の存在を前提とするから、それが未成立の間差押も成立しえないとするべきかどうか問題である。しかし、差押の効力、すなわち債務者による将来の債権の譲渡禁止、第三債務者による予めの弁済の禁止等の効力は、すくなくとも将来の債権の成立を停止条件として差押の時に遡及して生じるという点からは、差押は成立しているとみてよいであろう。ドイツ法上は周知のごとく差押の効果として差押質権が発生することになるが、差押質権はその対象たる債権が現実化しない間は成立しえないため、将来の債権の差押と同時に当該債権に対する差押質権は成立しない。しかしながら、譲渡禁止、予めの弁済禁止等の差押の効力や、後の差押により生じる差押質権に対する優先的効果などは認められるから、その意味で差押の効果が遡及して生じるということでは可能である。

かくして、三の a b いずれの場合にも、特に差押の範囲を限定しないかぎり、民訴法六〇四条の適用のもとに、将来の給料債権の差押ができる。たとえば a の場合、差押命令には将来の給付債権が「昭和〇〇年七月・八月の給料債権」と表示されても、特に〇〇年七・八月分に限定する趣旨が明らかでない限り、執行債権額を限度にその後に収入すべき金額にもおよぶ。b の場合も、すでに〇〇年八月分まで譲渡されたとしても、解除条件成就によりすでに譲渡された部分に差押の効力がおよぶことは当然であるが、それに加えて、債権額を限度としてその後に収入すべき金額に差押の効力がおよぶと考えてよいであろう。

(一) Osthold, Der Umfang der Lohnpfändung, DB, 1957, S. 357.

(二) Stein-Jonas-Munzberg, 19 Aufl., Anm. IV 3 a zu § 829.

- (3) a. a. O.
- (4) 貸借契約による賃料債権について同様の見解をとるものとして後出大正一三・九・一八長崎控民二判参照。
- (5) RGZ. 82, S. 227; 134, S. 225; 135, S. 139.
- (6) 昭八・二・八法曹会決議・法曹会雑誌一卷五号六九頁以下は期限の到らざる債権は将来の債権なりとし、私見と同一の立場をとるものと考えられる。
- (7) Stein-Jonas-Munzberg, 19. Aufl. Anm. I 1 a zu § 829. 参照。なお Mohrbutter, Handbuch des gesamten Vollstreckungs- und Insolvenzrechts 1965, S. 178.
- (8) 兼子・強制執行法一九一頁。
- (9) 鈴木等・前掲書三三三頁(稲葉)。
- (10) 時報四五五号四二頁、タイムズ一九三号一五六頁。
- (11) 「取立命令と転付命令」民訴講座四卷一一八九頁、返還期前の身元保証金返還請求権に被転付適格を認めるものとして、大判昭五・二・二七民集九卷二一九頁がある。
- (12) 民集九卷一〇五五頁。
- (13) 民集四卷六二九頁。
- (14) 民集一三卷六二二頁。
- (15) 民集一三卷二一九三頁。
- (16) 民集一六卷一五二五頁。
- (17) 新聞三三二二号一九頁。
- (18) 新聞三四〇二号一〇頁。
- (19) 民集九卷二一九頁。
- (20) BAG は、将来成立することのある雇傭関係から生じる債権をいかなる範囲で差押えうるかについての判断はしていない。ライヒ裁判所は、それが特定されるまたは特定しうる場合であり且つ差押の時点で、債権の将来の成立の可能性についての法的基礎があたえられている場合に将来の債権を差押えることができるとして、RGZ. 134, S. 227.
- (21) 兼子・前掲一九一頁。
- (22) Baur, a. a. O., S. 253.
- (23) Baur, a. a. O., S. 253.
- (24) 兼子・前掲一九二頁以下参照。
- (25) OLG Düsseldorf, Urteil v. 1. 2. 1967, DB 1967, Nr. 41, S. 1760 のケースは、本文の事例でXの差押後別の債権者Bが差押をなしている。右

将来の給料債権の差押

判決は、この場合Xに第一順位の差押質権を認めている。換言すれば、Xの差押は解除条件成就後債務者Yに再帰属せる給料債権にもその効力をおよぼすとの立場をとるのである。

(26) Baur, a. a. O., S. 253.

(27) Baur, a. a. O., S. 253; Stöber, a. a. O., S. 203. 前記<sup>1)</sup> OLG Düsseldorfの判決の場合、Xは別に解除条件の発生にともないYに帰属するAに対する給料債権の返還請求権の差押をしているが、この差押をYに再帰属する給料債権の差押と読み換えるべきであると提案している。

(28) 民法四九四条後段、BGB三七二条Ⅱ項、RGZ, 84, S. 291; BGHZ 7, S. 307; Vgl. Stein-Jonas-Munzberg, Anm. II zu § 853; Mohrbut-ter, a. a. O., S. 192.

(29) 民訴法六二二条Ⅰ項、ZPO八五三条。

(30) Baur, a. a. O., S. 254.

(31) Baur, a. a. O., S. 253; Stöber, a. a. O., S. 251.

(32) ZPO八五〇条d第三項の特殊性は、執行債権者の債権が将来履行期が到来するにもかかわらず、一定の場合差押が許されるとする点にあるにすぎないから、本文のごとく解する妨げとはならない。

(33) Stöber, a. a. O., S. 251; LAG Bremen in Rpfleger 1957, S. 302.

後記 私が大学に進学して最初に受講した法学の講義は手塚先生の「法学」であった。それは刑法と日本法制史を中心にした法学の講義であった。私はこの講義をとおして先生から法学の手ほどきをうけたし、法学に対する興味をかきたてることができた。その後、長期間にわたり賜った御指導に対する感謝をも含めて、この拙ない論文を捧げたいと思う。

実は本論文は昭和四十四年に執筆されたものであるが昭和四十六年に一回補筆したのみで、ある事情から未発表のままおいてあった。その後鈴木Ⅱ三ヶ月Ⅱ宮協編・注解強制執行法(2)(第一法規、昭和五十一年二月刊)に稲葉威雄氏の執筆によりこのテーマに関し詳細な論述が発表された。今回本論文を発表するにあたり、右の注釈書を中心に若干の補筆をした。